

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和2年6月8日(月) 開会 9時30分
閉会 10時25分
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件
①二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第40号)
②二宮町税条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第41号)
4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、
根岸委員、野地議長
- 執行者側 ①町長・副町長・政策総務部長・総務課長・庶務人事班長
②町長・副町長・政策総務部長・戸籍税務課長・課税班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名

5. 経過

①二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第40号)

<補足説明>

委員長 執行者側からの補足説明は6月5日に配付のとおりである。

<質疑>

根岸 条例の文章だけは国のから、ちょっと端っこを取ってきただけかなという意味では、国が元々言っていることと、違うところというか、この町の具体事例が、説明によって言われているところである。想定として、事前に補足説明をいただいている。想定としては、消防署職員が新型コロナウイルス感染症に感染したもの、また疑いのあるもの、病院等へ移送した場合が対象となるということだが、この対象者は、消防職員しか当たらないのか、たとえば、包括の方、あるいは児童の関係、福祉関係の職員の方もこういう対象に当たることは、議論とか訴状にあったのか、そういうものに当たらないのかどうか教えていただきたい。

庶務人事班長 今回の条例改正の内容だが、現時点で想定されるのは、消防の職員ではないかというふうに考えているが、今後の状況により、その他の職員がコロナに感染、または、感染の疑いがあるような方と接するような状況が生じるようであれば、この手当の対象になるものだというふうに考えている。

総務課長 若干補足する。事案で一番想定できそうなのは、消防なのでここに想定を書かせていただいた。今、班長が申したとおり、どういう場合に対象になるかという、感染している方、疑いのある方と移動を含めて、接触の機会がある場合は対象となる。先ほど言われたような、例えば民生関係の職員であったり、そういう方もそういう事案が発生すれば対象になる。

根岸 これは対象になると、全職員には全庁的に周知されていると思うが、それで報告が上がってくるということ、対象ですねというふうに、どういうふうに認められるのか。

総務課長 その事案、事案で判断をしていきたいと思っている。現状、二宮町が、そんなにたくさん事例があるわけではないので、その都度の事案を確認しながら、今回が対象になるのか、ならないのかということ判断していく。

根岸 こういう事態の中での対処だし、国からというのがあるが、一般的には、こういうときに、例えば本人の不服申し立てというか、そういうところまで発生するのか、しないのかの危機管理というところの想定までは、どんなものなのか。

総務課長 あくまで手当なので、事案が起きたときに、報告が上がってきて、報告に基づき、総務課として対象になるのか、ならないのか判断させていただいた上で、手当を支給する。仮に、それが対象にならないのなら、報告があった事案に対して、当然、協議をした上で説明をきちっとしてご理解いただくようになるのかと思っている。

大沼 今の話だと、基準とか判断とか、判断をするのは、消防長が判断するのか、総務で判断するものなのか、そのことをひとつ教えてほしい。後、説明文の中にある医師等から診断や指示があった場合となっているが、医師とのやりとりというか、例えばコロナウイルス感染症の疑いがあると、指示というのは、どんなかたちになるのか話し合われているかどうか教えていただきたい。救急隊の通常の出動の場合だが、何かしらの手当みたいなものが出ているのか教えてほしい。

庶務人事班長 コロナの手当に該当するのかの判断だが、こちらについては、消防から総務に報告を受けて、その状況等ふまえて、手当の支給の目的に合っているかどうかを総務課で判断していくというふうに考えている。医師の診断の指示があったかどうかの確認だが、ご本人が受診して、例えば疑いがあるのでPCR検査を受けて下さいと、その結果陽性であることが判明したという状況であれば、この手当の該当というふうに考えている。救急の出動だが、それに対しての手当があるかどうかだが、現在の町の特殊勤務手当の条例の中で、救急出動手当があるので、救急救命士であれば、1回の出動につき、400円、それ以外の救急隊員については1回の出動につき、150円

支給される。

大沼

そうすると、救急隊が出動する際、発熱をしているということで、今、出動するとなると、このコロナの感染がある方でも、無い方でも、同じような精神的なストレスがかかってくると思うが、そういうことについて、町では、どのように考えているのか。

総務課長

具体的に、現在、発熱等で救急が入った場合に消防では、県のほうに、保健福祉事務所に問い合わせをし、どうでしょうかという確認をし、PCR 検査場に連れて行ってくれという事案は、疑いがあると、保健福祉事務所で判断がされている。たとえば、通常の搬送が、なかなか想定しにくいかもしれないが、発熱で動けないという状況の中で、自分で足が不自由だから動けないので搬送するとか、救急性が高い場合は、救急搬送が当然出るが、県に確認して、通常の救急の搬送で大丈夫であれば、疑いが無いという状況になるので対象にならない。疑いがあるかどうかの判断は、保健福祉事務所や医師の判断が必要である。

大沼

発熱だけでも、同じ精神的負荷がかかっているということ、町は、どのように考えるのかを聞いている。

政策総務部長

特殊勤務手当の性格として、精神的な負担に対して支給するもののご質問かと思うが、手当での趣旨は、新型コロナウイルスということをも前提とした中で、それに携わるものの負担ということで考えているので、その判断は、新型コロナウイルスにかかっている疑いがあるか、もしくは、かかっているかが判断基準となるので、単に、発熱があったということだけによるものは、通常業務の範囲と、いうふうに判断されるので、趣旨としては、今申し上げたような判断基準で判断をしている。

大沼

今の話だと、出動に当たる職員本人もだが、家族に対しても大きなストレスが残ると思う。薬とかワクチンが、はっきりと対象方法として確立されていない今の段階で、たとえば、救急隊でコロナの感染者を搬送したという事象が発生したという時点で、感染の可能性の噂みたいなものが一人歩きしてしまい、家族の方々も風評被害みたいなものを受けやすい状態だと、世間的にはそういうものだと思う。そう考えると、対象方法が確立するまでの間、人事院勧告に基づく条例改正は、これで結構だが、町独自で職員の方々を、手当てをしようという考えが無いのか教えていただきたい。

総務課長

今のところは、特殊勤務手当以外は、具体的には考えていない。

杉崎

配られた説明で、4- (2) は、4,000 円に対して具体的に書いてあるので分かった。(1) が分かりにくい。次号に掲げる作業以外の作業とは、どういうことを想定しているのか。3,000 円コースだが。

庶務人事班長 3,000 円の手当だが、こちらが今、想定している中では、たとえば、今話が出ていた消防の中の移送、同一空間での付き添い業務ということで、3,000 円の対象となる業務なのかと考えている。直接、体に接触したり、感染者の方に長時間にわたり接触する作業が 4,000 円、それ以外の移送は 3,000 円ではないかと考えている。

杉崎 移送する方、付き添いという方は、具体的にはどういう人なのか。家族なのか、消防職員なのか教えていただきたい。

総務課長 職員の特殊勤務手当なので、ご家族は対象にならない。非常に事案、事案で変わってくると思う。条例にも書いてあるとおり、接触等があった場合は、4,000 円、次号以外のもので。車内の空間にいるだけであれば 3,000 円なのか。事案によって、3,000 円であったり、4,000 円であったりするのかなと思う。後、コロナウイルスにかかっている感染症の方、疑いのある方を救急車で搬送した場合、救急車の消毒を当然していかなければならない。そういうのも含めて 3,000 円を想定している。

杉崎 そうすると、直接かかった人は、4,000 円。そばの人は、3,000 円だが、誰が 3,000 円、4,000 円と判断するのか。そういうものは、もうできているのか。

総務課長 はい。このへんは事例、事例によってだいぶ変わってくるので、消防、総務で話し合いをして、最終的な判断は総務課で判断するが、消防と状況を確認した上で 3,000 円、4,000 円ということで判断していきたいと思っている。

政策総務部長 補足させていただく。先ほども申し上げた通り、この手当については、業務の報告が上がってくるので、その報告の中で接触があったのか、無かったのか、まずそれに基づいて 1 号が適用か、2 号が適用か、判断がなされるものと考えている。

羽根 1 点だが、救急で搬送する時をイメージしていると思うが、搬送先の病院で、たとえば、コロナの疑いがあるとか、PCR 検査にいたらなかったとしても、後々その方が、後になったりする場合もコロナの場合あるのかなと思うが、例えばそういう場合、病院から報告が上がってくるのか、ちょっと分からないが。そういう場合は、事象、事象で検討していただけるものなのかどうか教えていただきたい。

庶務人事班長 事象ごとの検討になるかと思うが、基本的には陽性だったり、感染している疑いがある方を移送なり、搬送した時のことが対象となると考えている。

羽根 移送する段階で、そういう可能性があるといった方の場合になるのか。

総務課長

はい。結果、陽性だったということは、対象にはならないというふうに考えている。先ほど言ったとおり、PCR検査を受けてほしいという指示があったり、例えば陽性の軽症者の方が、自宅待機をされている場合、それを移送する場合は対象になると想定している。

議長

今までの質問を聞いていて、基本的に二宮町の職員がこの手当を受け取ることはないなと感じた。そもそもコロナの疑いがあるという県の指示、要請があればその時点で発生するというのは分かったが、事後は認められないということである。ということは通常の業務において感染の疑いがある方、感染者と接する職員はまず有り得ないと考えるので、事後で分かってからでもそれは支給されないということかなと思う。違ったら言っていたきたい。事前に県の指示、要請があったものしか、この手当は当てはまらないという認識をしたが間違いはないか。それと学校の教職員については、県の職員ということもあり、当然これには当てはまらないという理解でよろしいか。

総務課長

そうである。議長がおっしゃったとおり事前の指示、判断があったものというのが対象になるということである。教職員に関しては、町の職員である学校作業員等が対象になるが、教員に関してはこれには当てはまってこない。

委員長

私から質問である。今4,000円と3,000円の金額が出て、3,000円に関しては空間にいる方という説明があったが、この仮想空間をきっちりこの条例で定めているということは、危険の範囲がとても限定させているということだが、いろんな方の質問にもあったが、これはコロナが分かった方へのお手当ということだが、それが陰性、後に陽性であった場合に、救急に携わった方というのはとてもこの金額では補完できない。町長に伺うが、二宮としてこの命を預かる方への今後、これを補足する条例というのはできるものなのか。

町長

今、特殊勤務手当の条例ということであるため、もう一方では補正でも出ささせていただいたが、搬送の段階で防護服など完全防備のものをしっかり用意をさせていただいている。そういった中で搬送業務にも慎重を重ねてあたっている。その中で対処していく。こういった金額うんぬんという部分があるかもしれないが、これは消防職員、他にも今後色々な事例が増えてくればこれに該当する職員が増えてくる。来ないことを願うが、増えてくる可能性もある。今の段階ではこの条例で対応していきたいと思っている。もう一方では、お話にあった風評被害、これは消防職員だけではなく、様々な業務にあたっている民間の方含めて、医療従事者だけでなくその他の方もたくさんいるので、そういった方々に対する尊敬と感謝の念を忘れないようにしっかりお伝えをし、風評被害等は一切起こらないような発信をしっかりとしていきたいと考えている。

委員長

今回、国の第2次補正予算でやっとな医療従事者、介護従事者の労

働に対して対価を払うということが出てきた。すごく遅れているが、こういった場合に、二宮町としてどこかでテーブルにのりとして、これはやはり消防署からの何か意見でのるのか。そういうテーブルにのりというところは誰が言ったらのるものなのか。

政策総務部長

こちらは手当ということになっているので、こういった手当関係は人事院規則に基づいて定めていくことになっているので、国の制度上、そういったものは位置づけられてくれば、手当としては町も準じた形で措置をしていくということができる。今ご質問で、この話があればということだったので、人事院規則の改正、もしくは指示があれば町もそれに準じていくという形になると思う。

休憩 9時57分

(傍聴議員の質疑：渡辺・露木 各議員)

再開 10時08分

<討論>

大沼

私はこの議案第40号に賛成の立場で討論する。現在の二宮町では、この条例改正に合致する救急搬送は非常に少ないケースと言えると思う。その中でも処方薬が確立していない状況下で従事する職員とご家族に大きなストレスが発生しているものと思われる。そのことから考えると同じ町職員、さらに通常の労働環境に精神的負荷がかかり、大きな違いがある。先ほど町長から風評被害が起きないように聞いたが、現に町内でも風評被害は起きており、職員は町内だけにとどまらない。本条例の運用を、十分に活用をすることはもちろんのことだが、危険な業務を理由に退職者等を出し、救急の業務に支障が出ることはないよう、町独自の対応を求め、賛成とする。

<採決>

委員長

それでは議案第40号を採決する。議案第40号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第40号は可決と決定した。以上で議案第40号の審査を終了する。

休憩 10時09分

再開 10時20分

②二宮町税条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第41号)

<補足説明>

委員長

執行者側からの補足説明は6月5日に配付のとおりである。

<質疑>

なし

休憩 10時20分

(傍聴議員の質疑：渡辺 各議員)

再開 10時25分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第41号を採決する。議案第41号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第41号は可決と決定した。以上で議案第41号の審査を終了する。

これをもって委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 10時25分